

○ 届出が必要となる行為及び規模等

届出を要する行為	届出が必要となる規模等	
	保全ゾーン	美化ゾーン
建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、改築、移転 ———— 行為に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの ・外観の変更 ———— 変更する面積の合計が10㎡を超えるもの <p>(工事に必要な仮設の建築物は届出の必要がない。以下各工作物について同じ。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新築 ———— 高さが13mを超えるか、又は建築面積が300㎡を超えるもの ・増築、改築 ———— (1) 増築、改築後に、高さが13mを超えるか、又は建築面積が300㎡を超えるもの (2) 高さが13mを超えるか、又は建築面積が300㎡を超える建築物の増築、改築で、当該行為に係る部分の床面積の合計が50㎡を超えるもの ・移転 ———— 高さが13mを超えるか、又は建築面積が300㎡を超える建築物の移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が50㎡を超えるもの ・外観の変更 ———— 高さが13mを超えるか、又は建築面積が300㎡を超える建築物の外観の変更で当該行為に係る面積の合計が50㎡を超えるもの <p>(工事に必要な仮設の建築物は届出の必要がない。以下各工作物について同じ。)</p>
さく、塀、擁壁の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	高さが0.6mを超えるもの (増築、改築後の高さが0.6mを超えるものを含む。)	高さが0.6mを超えるもの (増築、改築後の高さが0.6mを超えるものを含む。)
記念塔、物見塔の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	高さが5mを超えるもの [この「高さ」とは、建築物と一体となって設置される場合には、地盤面からの高さをいう。] (増築、改築後の高さが5mを超えるものを含む。)	高さが13mを超えるもの [この「高さ」とは、建築物と一体となって設置された場合には、地盤面からの高さをいう。] (増築、改築後の高さが13mを超えるものを含む。)
次の各工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	高さが5mを超えるもの [この「高さ」とは、建築物と一体となって設置される場合には、地盤面からの高さをいう。] (増築、改築後の高さが5mを超えるものを含む。)	高さが13mを超えるもの [この「高さ」とは、建築物と一体となって設置された場合には、地盤面からの高さをいう。] (増築、改築後の高さが13mを超えるものを含む。)

<p>・電波塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱</p>		
<p>・観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランド等遊戯施設</p> <p>・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント等製造施設</p> <p>・ガス、石油製品、穀物、飼料等貯蔵・処理施設</p> <p>・自動車車庫の用途に供する施設</p> <p>・汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設</p>	<p>高さが5mを超えるか、又は築造面積が10㎡を超えるもの (増築、改築後に高さが5mを超え、又は築造面積が10㎡を超えるものを含む。)</p>	
<p>電柱、空中線の支持物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更</p>	<p>高さが10mを超えるもの (増築、改築後の高さが10mを超えるものを含む。)</p>	<p>高さが13mを超えるもの (増築、改築後の高さが13mを超えるものを含む。)</p>
<p>広告塔、広告板の新築、増築、改築、移転又は外観の変更</p>	<p>表示面積が0.5㎡を超えるもの (ただし、法令の規定により設置するもの、公職選挙法の規定による選挙運動のために設置するもの又は、冠婚葬祭や講演会等のため一時的にその敷地内に設置されるもの等は届出の必要がない。)</p> <p>※ この街道から展望することができる地域は、栃木県屋外広告物条例(昭和39年栃木県条例第64号)第3条第11号の規定により知事が指定した屋外広告物の掲出禁止区域であり、屋外広告物の掲出は原則として禁止されています。</p>	<p>表示面積が1㎡を超えるもの (ただし、法令の規定により設置するもの、公職選挙法の規定による選挙運動のために設置するもの又は、冠婚葬祭や講演会等のため一時的にその敷地内に設置されるもの等は届出の必要がない。)</p> <p>※ この街道から展望することができる地域は、栃木県屋外広告物条例(昭和39年栃木県条例第64号)第3条第11号の規定により知事が指定した屋外広告物の掲出禁止区域であり、屋外広告物の掲出は原則として禁止されています。</p>
<p>木竹の伐採</p>	<p>次に掲げるもの以外の木竹の伐採</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 桑、茶、果樹その他農業用に栽培した木竹の伐採 (2) 整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採 (3) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 	<p>次に掲げるもの以外の木竹の伐採</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 桑、茶、果樹その他農業用に栽培した木竹の伐採 (2) 整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採 (3) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

屋外における物品の集積又は貯蔵	次に掲げるもの以外の屋外における物品の集積又は貯蔵 (1) 高さが1.5m以下かつ水平投影面積100㎡以下 (2) 道路から見通すことのできない場所のもの (3) 使用期間が90日以内	次に掲げるもの以外の屋外における物品の集積又は貯蔵 (1) 高さが1.5m以下かつ水平投影面積100㎡以下 (2) 道路から見通すことのできない場所のもの (3) 使用期間が90日以内
鉱物の掘採又は土石の採取	掘採又は採取面積が500㎡を超えるか、又は高さが1.5mを超える法を生じるもの	
土地の区画形質の変更	次に掲げるもの以外の土地の区画形質の変更 (1) 変更に係る面積500㎡以下で、かつ高さ1.5mを超える法を生じないもの (2) 農林業を営むためのもの(土地の開墾、水面埋立て、干拓、宅地造成を除く。) (3) 土地改良法による土地改良事業	
屋外における自動販売機の設置	自動販売機の規模、台数を問わず全て届出が必要	
<p>(適用除外)</p> <p>① この街道景観形成基準が告示された日以前からの既存の建築物(告示された日に着手しているものを含む。)及び工作物(告示された日に着手しているものを含む。)のうち広告塔及び広告板以外のものに係る建替え、増築、改築又は移転で、この街道景観形成基準により難しいやむを得ない事情のあるものについては、原則として道路沿いの既存樹木を減少させない範囲でこの基準の一部を運用しないことができる。</p> <p>② 道路法(昭和43年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域の変更が公示された日以前からの既存の建築物(公示された日に着手しているものを含む。)及び工作物(公示された日に着手しているものを含む。)のうち広告塔及び広告板以外のものに係る建替え、増築、改築又は移転で、当該道路の区域の拡張によって、この街道景観形成基準により難しいやむを得ない事情が発生したときは、その事情の範囲内でこの基準の一部を適用しないことができる。</p>		